

マイナンバーカード等による オンライン資格確認について

当院では、令和3年10月20日からマイナンバーカードが保険証として利用できるようになります。ご利用の際は総合受付までお越してください。

※再診の方は自動再来受付機にて再診受付後にお越してください。

なお、各種受給者証はマイナンバーカードとの紐づけはされませんので、オンライン資格確認導入後も必要となりますのでご持参ください。

※マイナンバーカードを保険証として利用する場合のマイナポータルでの連携登録については、当院のシステムによっても登録可能となっておりますので、事前の作業等は不要です。

令和3年9月24日 愛媛県立新居浜病院長